

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第58号

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(分掌事務) 第114条 女性福祉相談所の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(5) (略) (6) 配偶者からの暴力を受けた者の相談に関する事項（ <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律</u> （平成13年法律第31号）の規定により配偶者暴力相談支援センターが行うものに限る。次号から第9号までにおいて同じ。） (7)～(9) (略)	(分掌事務) 第114条 女性福祉相談所の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(5) (略) (6) 配偶者からの暴力を受けた者の相談に関する事項（ <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律</u> （平成13年法律第31号）の規定により配偶者暴力相談支援センターが行うものに限る。次号から第9号までにおいて同じ。） (7)～(9) (略)

附 則

この規則は、平成26年1月3日から施行する。